

平成19年10月19日

1.出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里已
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係長 松尾和久
議事係員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市			長	樋	渡	啓	祐
副		市	長	古	賀		滋
副		市	長	大	田	芳	洋
教		育	長	浦	郷		究
総	務	部	長	大	庭	健	三
ま	ち	づ	く	り	部		定
山	内	支	所	長	藤	勝	行
会	計	管	理	者	森	基	治
教	育	部	長	古	賀	堯	示
水	道	部	長	伊	藤	元	康
総	務	課	長	古	賀	雅	章
財	政	課	長	久	原	義	博
企	画	課	長	角			眞

議 事 日 程 第 1 号

10月19日(金)10時開議

日程第1		会期の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		市長の提案事項に関する説明
日程第4	第35号議案	武雄市公共下水道事業受益者負担金徴収条例(下水道事業審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第5	第36号議案	武雄市下水道条例(下水道事業審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第6	第37号議案	平成19年度武雄市一般会計補正予算(第6回)(下水道事業審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第7	第38号議案	平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)(下水道事業審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第8	第50号議案	武雄市水道事業の設置等に関する条例(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第9	第51号議案	財産の取得について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)

開 会 10時5分

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。ただいまから平成19年10月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第50号議案及び第51号議案を上程いたします。

日程第1.会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。高木議会運営委員長

議会運営委員長(高木佐一郎君)〔登壇〕

おはようございます。平成19年10月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1.会期及び会期日程について、第2.付議事件の

審議順序及び委員会付託の要否について、第3．下水道事業審査特別委員会の報告について、以上3項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました条例議案1件、事件決議案1件の計2件と、それに9月議会において閉会中の継続審査に付されておりました、第35号議案 武雄市公共下水道事業受益者負担金徴収条例ほか3件の議案につきまして、下水道事業審査特別委員長から審査終了の報告が議長あてに提出をされておりますので、本会議にお諮りすることになります。

付議事件の審議順序は議案番号順に行い、今回提出の議案はいずれも所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨意見の一致を見ました。

以上のことを考えまして、会期は本日19日の1日間が適当である旨、決定をいたしました。以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日19日1日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日19日の1日間と決定いたしました。日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に11番山崎議員、14番小柳議員、17番小池議員、以上3名を指名いたします。

日程第3．市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

平成19年10月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました条例議案1件及び事件議案1件について、その概要を私から御説明申し上げます。

まず、第50号議案 武雄市水道事業の設置等に関する条例につきましては、本市の水道事業を新たに創設するための新規条例であります。現在の武雄市水道事業の設置等に関する条例は合併前の区域ごとに事業を定め、それぞれに給水人口等を規定しております。合併後3つの事業を1事業に統合するためには給水人口等を一つにする必要があります。

このため、現在、統一した水道事業として新たに事業の創設認可の申請を行っており、認可後は統一した給水区域、給水人口及び1日最大給水量となります。本議案は、事業認可の日から新たな水道事業とするために今臨時会に提出するもので、現在の条例は新たな条例の制定に伴い廃止するものとしております。

なお、統一料金案につきましては、今後議会に提案させていただきますが、その前に1事業体となる必要があるため、このタイミング、臨時会で本条例案を提出する次第であります。

次に、第51号議案 財産の取得についてにつきましては、朝日小学校のグラウンド用地を

取得するため、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。取得する財産は合計面積 1 万915平方メートルの土地であり、取得予定価格は129,834千円といたしております。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

武雄市議会 9 月定例会において、継続審査に付されました第35号議案から第38号議案まで 4 件について、下水道事業審査特別委員長から審査終了の報告を受けておりますので、順次報告を求めていきます。

日程第 4 . 第35号議案 武雄市公共下水道事業受益者負担金徴収条例を議題といたします。

下水道事業審査特別委員長の報告を求めます。山口昌宏下水道事業審査特別委員長

下水道事業審査特別委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。下水道事業審査特別委員会の審査内容及び結果について報告を申し上げます。

まず最初に、平成19年 9 月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第35号議案 武雄市公共下水道事業受益者負担金徴収条例につきましてはその重要性にかんがみ、去る 9 月27日、28日の 2 日間、議長を除く議員全員による下水道事業審査特別委員会を開催し、市長、副市長を初め関係職員の出席を求め集中審査を行いました。そして、委員各位の熱心な御討議、御協力により無事終了し、一定の結果を得ることができました。まずもって委員各位に厚くお礼を申し上げます。

それでは、その審査内容及び結果について報告いたします。

審査では、負担金の賦課方式に対し提案では単一定額方式であります。ほかにも土地の面積に対して賦課する地積割方式や、建物面積等を考慮する比例方式、あるいはそれらを組み合わせる組み合わせ方式等、何通りかあるわけですが、それらに対する質問と公共ます 1 基当たり150千円という負担金の額の根拠について質疑があり、慎重に審査しました。

詳細については、議長を除く議員全員が特別委員であることを踏まえ説明は省略させていただきますが、委員各位の質疑と執行部の答弁につきましては記録を整理しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、第35号議案 武雄市公共下水道事業受益者負担金徴収条例につきましては、慎重審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

下水道事業審査特別委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第35号議案に対する討論を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

おはようございます。私は、議案第35号について反対討論をいたします。

執行部提案では、受益者負担金を農排水事業と同じく一律150千円にするとのことですが、いすけれども、確かに市が行う事業において、たとえ事業が違ってても受益が同じであれば統一することは当然のことであり、大原則だと思っております。同じく、し尿や家庭雑排水を処理する費用、つまり使用料が、取り組んだ事業によって違いがあるということはあつてはならないという基本的な考えを持っております。

しかし、私がこだわっているのは執行部の提案理由に対してであります。執行部は、定額方式と地積割方式2つの優位性を説明されておりますが、提案理由を見れば結論が違つのではないかという疑義を生じるものであります。

定額方式を採用する理由の1つとして、負担金額が定額、同じ金額であるので差別感がないとされています。このことは委員会でも論議されたわけですが、いすけれども、差別感というのは個人個人の受け取り方によって違つ。つまり、持てる人持たざる人によって、その差別感も違つということですが、だから、当然同じ金額にするから差別感がなくなるとは言えないと思つたものであります。平等にするためには、もっときめ細やかないるんな配慮が必要であると思つたものであります。

また、各戸の負担金が定額であるので算定が容易である、あるいはまた事務が複雑にならず仕事がしやすいなど、住民側に立つた考えではなく、仕事する側の都合がよいなどを採用の理由に上げられております。物事を決めるときには第一義的に住民生活を考慮しなければなりませんし、賛成できるものではありません。

また、執行部の説明によりますと、土地の大小を勘案した地積割方式は、多くの自治体が採用してありますし、物理的に土地は動かせないのて、賦課業務の観点から受益の指標として最適である、執行部の説明では地積割が最適であると。さらには、過去の裁判においても合理性のある賦課方式として認められていると説明をされております。裁判の判例を幾らか出していただきましたが、中には定額方式は違法ではないとの判例はありましたが、これはただ単に違法でないとするものであつて、定額方式の優位性を示すものではなかつたのであります。

さらに、執行部の説明で、判例を見れば、合理性のある賦課方式は地積割方式だと地積割の優位性を説明されております。執行部は、みずからが地積割方式のほうが合理性のある賦課方式だと説明されておられるのであります。定額方式と、土地の大小を勘案することができる地積方式のいずれを採用するかとの説明に、仕事がしやすいほうと、裁判判例で合理性

のある賦課方式が最適であるとの執行部の説明を受ければ、当然、地積方式を選ぶべきだと思います。よって、執行部が提示した採用理由から判断する限りでは、一部の裕福者を省き多くの市民の声に逆らう定額方式には反対するものであります。

議員の皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

16番樋渡議員

16番（樋渡博徳君）〔登壇〕

おはようございます。第35号議案 武雄市公共下水道事業受益者負担金徴収条例について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

公共下水道事業は武雄市で初めての事業であり、この施設を利用することにより生活環境の利便性、快適性が向上し、豊かな自然環境を保全することができるわけであり、受益者負担金とはその事業によって利益を受けるということであり、したがって、その利益の範囲内で事業費の一部を、すなわち受益者負担金を負担していただくということになります。そこで、負担の公平性というのを図るものであります。提案では賦課方式は単一定額方式となっております。

まず、本市の場合はこの単一定額方式でございますが、本市の公共下水道事業は汚水のみ処理で雨水処理はしないこと。

2点目に、敷地面積や建物の床面積は将来変動するということであり、

3点目に、差別感ということでは下水道施設に接続できるメリットは平等であり、大口使用者と小口の使用者とのその差は、使用料ということでその差を支払っていただくというものであります。

また、4点目には本市の農業集落排水事業も単一定額方式であること等々のことから、単一定額方式が適正な方法であり、公共ます1基当たり150千円という額に対しても、県内他の地区の状況や、本市の農業集落排水事業等の状況から見て妥当な額であると判断いたします。

以上、35号議案に対する賛成討論といたします。議員各位の御理解をよろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

13番（前田法弘君）〔登壇〕

私は、本議案に対し反対の立場で討論をさせていただきます。もちろん待望久しかった武雄市の下水道事業が、本年12月から一部供用開始の運びになったことは、市民の生活環境の整備、そして観光地としてのイメージアップに大きく貢献したわけで、大変喜ぶべきことではあります。これまで数々の難問題を解決し、御尽力いただきました下水道課、都市計画課

を初め関係各位に対して深く感謝を申し上げるものであります。

これまで、武雄市は上流地域としての水源浄化と、そして生活環境のよりよい整備のため、同時に住民負担の軽減を図る見地から合併浄化槽の設置を推進し、さらには農排事業とさまざまな取り組みをしてまいりましたことはそれなりの評価をいたします。

問題は、これから事業運営に係る市民の負担と、今回またこれからの下水道事業の受益者負担金との整合性も、市民負担の公平という立場から十分に検討する必要があるわけであります。

反対の1つとしては、本案の加入者、つまり受益者負担金が定額方式で一律150千円ということであります。単に、その150千円が高い、安い視点でなく、その根拠となっている公共ます1基の設置が、対象物件の大小にかかわらず一律だということであります。せんだっての特別委員会の論議の中で明らかにされたことは、先ほどの反対討論の中にもありましたが、負担金賦課方式の県内各市の事例は、地積方式が8、区分定額が1、組み合わせが1であり、嬉野市では丁寧に、住民負担の軽減と不公平感を避けるため、地積方式と定額方式を組み合わせた混合方式を用いるなど、まさに市民の目線に立った細かい配慮をして、加入者の利便と下水道事業の安定促進を図っておられます。この点に関する執行部の答弁が、地積方式は事務的に面倒だ、単一定額方式のほうが運営上簡便だからと耳を疑うような答弁がありました。市民と市役所、どちらが主人公なのでしょうか。法に基づいた公共下水道事業で、その加入者負担金の徴収は当然であります。その額を決定するこのような決定の仕方では決めるべきではないと思います。

もう1つの理由として、公共下水道事業と農業集落排水事業は汚水下水の処理という点では共通するものがあります。しかし、それらの背景にあるものは本質的には異なるものがあり、単に料金の面だけでの類似性があるといつて、負担金の近いいわゆる近値性だけでは同一視できないという問題があります。なぜ、農集が150千円だったら公共下水道事業の負担金が150千円なのでしょうか、考え切れません。同時に、公共ます1基、そのほかに接続費に1,000千円はかかるという答弁もありました。大型ビル、数十世帯が入ったマンション、広大な土地に建つ住居、そして大型飲食テナントビル、ホテル、会社、工場、これらも公共ます1基150千円でオーケー、ひとり暮らし年金生活の高齢者も同一負担の150千円。これでは負担感は重く、そのほかに1,000千円以上かかるという接続費のこと、そのこともあつれば、それらのことも周知徹底し、本条例と同時に市民の目線に立った政策的な配慮による加入促進、負担軽減等の金融施策も同時に示すことが当然考慮すべきことだと考えます。

以上、本案に対する反対討論といたします。市民の立場に立たれる市議会議員の皆さん、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

賛成の立場から討論をさせていただきます。

私も議会20年になりまして、これまで数々賛成討論、反対討論をしてきたわけでありますが、どちらかという今までは反対討論ということではしておりますが、まあ時の流れといいますが、まあ、そういうところで賛成討論をさせていただくわけであります。

ただいま、二方が反対討論をされました。趣旨については私も十分理解をするところであります。一番の問題点なのはやはり市民の負担能力、市民の経済状況を踏まえて考えていった場合、この下水道事業をどうやって成功させていくのか、そのことがまず第一遍にあって、そういう場合に最大のネックになるのはやはり経済の問題、市民の負担能力の問題だろうというふうに思っております。ですから、この後に出てまいります使用料の問題を含めまして、十分慎重に審議をされてしかるべきだというふうに私も思っております。そういう意味で特別委員会を設置されて、各議員が自分の存念を十分そこで発言をされて、そして議案として十分な審査ができたことを大変うれしく思っております。

今回の150千円の一律賦課という問題についてであります。この負担金そのものの性格を考えてみると、私は、一方では使用料というのがあるわけですね。その負担金の性格というのは何かというと、市あるいは国が市費、国費を投入して下水道事業を行う、その建設の費用を市民の皆さんに負担をしていただく、いわゆる会計的に言うと、資本費の部分を負担していただくという部分ではなかろうかと、設備投資に対しての負担だというふうに私は思うものであります。

そういう意味では、ある面では、個々の問題をとらえていけば150千円という額、そして前田議員もいみじくも言われた、いわゆるそのあと、1,000千円以上のお金をこの下水道のために、接続するために使うという、支出せざるを得ないというその負担の厳しさというのはわかるわけでありますが、しかし、この公共共済というものについての負担ということを考えれば、その設備投資に対しての負担ということを考えれば、やはり一律であるということとは、大きく負担金そのものの性格からはずれるものではないというふうに思うわけであります。

ですから、樋渡議員が言ったように、どういう形で賦課をするのかというのは、それぞれの地方自治体の考え方によって、ばらばらになっているのが現実であります。ですから、いかにこの負担感を少なくするのかということと考えれば、この150千円というそのものが、例えば、委員会の質疑の中にもありましたように、大規模なマンションでも同じ1つじゃないかと。片や1人世帯でも同じ150千円だということがあっても、しかし、それは使用料ということで、いわゆる還元をするということになるわけであります。ですから、一つ私が考えたのは、そういうことでいくと150千円というのは大変無茶な数字ではないなというふうに思っているところであります。

ちょっとわかりやすくということでもありますけれども、このことがいわゆる市民の負担の能力をはるかに超えるようなそういう問題ではないというふうに考えるところでありますので、一応150千円というこの数字、一番最後までこれは最終的な答弁の中で、将来的な部分についても、183ヘクタール完成するまではこの150千円でいくということでもあります。

そういうことでもありますので、この点についてはやはりぜひ認めるべきではなからうかというふうに思っております。

以上であります。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

おはようございます。第35号議案に反対の立場で討論させていただきます。

この間のカレンダー問題で、反対討論をしなかったもので、なぜしないかと言われよったもので、きょうはちゃんとやりたいと思っております。

今回の提案は定額というか、単一定額方式にして、受益者負担金は150千円に統一するという市の方針と思います。しかし、全国的には地積割がほとんどで、土地や家屋の平米に単価を掛けて賦課する方法ですが、合理的として、全国1,238自治体のうち約80%の964自治体がこの方式をとっております。単一方式はわずか9%110自治体しかなく、佐賀県の市においても単一定額方式は神崎市と小城市のみで、そこも合併前の9町でされていたのを引き継いだ形であります。やはり多くの市が地積方式をとるのは偶然ではなく、考えたあげくの結論と思われま。

そこで、武雄市の公共下水道をどう考えるかですが、やはり単一定額方式の場合、先ほどから言われておりますように、高齢者のひとり住まいも、マンション1棟も全く一律では不公平と言われたときに、答えに困るわけです。

近年、高齢者の医療費がふえるなど格差が増大し社会問題化しております。そこで、少しでも不公平を改善する方法がないかと市会議員としては考えるわけです。最近、供用開始した、先ほど言われました近隣の嬉野市や多久市においては地積割方式とはいうものの、一般的な住宅の広さ100坪ぐらいまでは一定の料金で、それ以上になれば少しずつ加算する組み合わせ方式となっております。農排との公平感や公共下水道の一般住宅と工場、マンションとの不公平にも対応しており、佐賀県内の実情にも合っていると思われま。

やはり、武雄市も単一定額が事務処理が楽というけれども、組み合わせ方式で不公平感が薄れるならそのほうに努力するべきだと思っております。これについては多久市のホームページとか、嬉野市のホームページにも均等割、面積割、均等割分、地積割分として、はっきり不公平解消のことに取り組んであります。だから、これが武雄市ができないということはないと思いま。

もう1点は、総事業費が70億円というところの疑問です。受益者負担金の150千円の算出の根拠にも疑問があります。それは受益者負担金の基礎となる総事業費についての疑問です。武雄市は183ヘクタールで70億円ですが、多久市では163ヘクタールで97億円となっていて、ほぼ事業の終了している多久市のほうが正確と思われます。多久市の単価で武雄市の183ヘクタールを計算すると109億円になり、その5%は544,000千円になりまして、それを2,200戸で割ると負担金は1戸当たり250千円になります。だから、この150千円という根拠は意味をなさないのではないかと考えております。

一方、公共企業年鑑では全国の平均の事業は1ヘクタール単価は4,620円とあり、それを183ヘクタールにすると約85億円になります。また、静岡県の島田市では同じ183ヘクタールを整備し86億円を見込んでおります。よって、この70億円には現実性がなく、事業途中で総事業費が上がったのがわかり、負担金に対する不満が出るおそれがあります。実際、この70億円の根拠としてあるのが、平成14年ぐらいに仮に示された使用料160円、加入金平米600円、水洗化率65%というこの表から導き出されています。だから、武雄市はそのときでも使用料160円にする気だったわけです。それで、それはちょっと別の話ですけども、その事業費183ヘクタールが約70億円ですね。そして当時32ヘクタールじゃなくて30ヘクタールでしたけれども、その金額が20億円になっております。しかし、この32ヘクタールについては今度の資料では20億円じゃなくて、三十数億円になっておると思っています。もうすでにこの30ヘクタールの時点で10億円の差が生じているわけです。だから、この70億円から逆算したこの150千円に正当性がないというふうに思っています。

以上の2点より、この議案について反対の討論とさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

討論が続いておりますので、会派を代表して、日本共産党を代表して反対討論を申し上げます。

第35号議案に反対の討論を申し上げます。提案されております条例の第4条の公共ます1基につき150千円とする単一定額方式を採用されております。私はこれに反対であります。

反対の理由の第1に、都市計画地域における公共下水道事業において、負担金徴収は県内を見ても、また提案の中でも、単一定額方式を採用している県内での市の自治体はありません。

第2に、単一定額方式は一律と言いながら、都市計画地域においては一般家庭と事業系の会社との受益が明確に大小存在していることを見るなら、余りにも格差は歴然と存在しています。だからこそ、県内の隣接地では150千円と最大で1,000千円の違いがありますし、一般家庭で限度枠の最低70千円と事業系の最高限度1,000千円を比較しますと、それを一律150千

円とする単一定額方式は、余りにも市民無視ではないでしょうか。これでは、特別委員会で答弁がありましたけれども、事務処理上の単一定額方式とされるのなら、市民にとってはたまったものではありません。

私は、今回のこの条例提案はまさしく首長の政治姿勢のあらわれではないかと、以上指摘をし、反対討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございませんので、起立により採決を行います。

第35号議案は下水道事業審査特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第35号議案 武雄市公共下水道事業受益者負担金徴収条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 . 第36号議案 武雄市下水道条例を議題といたします。

下水道事業審査特別委員長の報告を求めます。山口昌宏下水道事業審査特別委員長

下水道事業審査特別委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

それでは、第36号議案 武雄市下水道条例についてでございますけれども、その重要性をかんがみ、去る9月27日、28日の2日間、議長を除く議員全員による下水道事業審査特別委員会を開催いたしました。その審査内容及び結果について御報告いたします。

審査では、県内トップとなる提案額に対する根拠、維持管理費に対する一般会計からの繰入金の本市財政に対する影響、農業集落排水事業の使用料との関連、井戸水等水道水以外の使用の使用料の算定方法、大口あるいは小口利用者の救済方法と、活発な質疑があり、慎重に審査をいたしました。詳細については、議長を除く議員全員が特別委員であることを踏まえ、説明は省略をさせていただきますが、委員各位の質疑と執行部の答弁につきましては記録を整理しておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、第36号議案 武雄市下水道条例につきましては、慎重審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

下水道事業審査特別委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第36号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は第36号議案 武雄市下水道条例案に対し、反対の立場から討論をいたします。

条例の第18条は、第35号議案 武雄市公共下水道事業受益者負担金徴収条例の第4条で定められた公共ます1基につき150千円の加入金に、これを改めて定めるものであります。

先ほどの討論の中にもありましたけれども、特に反対討論の中にもありましたけれども、単一定額方式が果たして差別感を排除することになるのかということであります。機械的な平等主義というのは、決して差別感を排除するものではない。それは、1つは営業を目的とする場合のサービスを受益する権利、あるいは高齢者、あるいはひとり暮らし、そういう生活上利用する受益、この権利を加入金で買う。当然その目的は違うわけです。使用料によって、その差を是正すると言いますがけれども、最初のサービスを受ける権利という点からしますと、営業と生活とは区別すべきだと。そういった意味で、単なる機械的な平等主義というのは、提案されているように、決して差別感が少ないどころか、それを助長することになりかねないという点であります。

次に、第20条の使用料の算定であります。別表によりますと、基本料金一月につき5トン以下1千円、5トンを超える場合2千円。超過料金は10トンを超える場合、1トン180円。これが別表の中身であります。参考資料にある県内他団体との比較を見ますと、基本料金ランキング、これは市が提出した資料で、そう書かれております。1トン当たりに直しますと、佐賀市が1トン当たり125円、武雄市は1トン当たりに直しますと、1トン当たり200円。佐賀市を抜いて第1位になります。一番安いのが唐津市浜玉の約83円。これと比べますと、武雄市の場合、約2.4倍になる。もう1つの超過料金ランキングで見ますと、公共下水道料金としては、これも第1位だと。20トンの使用料、これもランキングで示されているように、武雄市は税抜きで3,800円、税込みで見ますと3,990円、この水準は県内の事業をやっているところで見ますと、断然トップになる。

税込みで見ますと、鹿島市の場合2,520円、武雄市との差が1,470円。多久市と比較してみますと、多久市が20トン換算で2,362円。武雄市との差は1,628円。毎月毎月のことですから、これは本当に大きい差です。この料金の格差が生じる主な要因は何かと、一般会計からの繰り出しが幾らかと。これがかぎになっているわけでありましてけれども、武雄市の一般会計繰入金は8,210千円、鹿島市の一般会計繰入金11,439千円。この差3,229千円、約3,230千円です。これを新たにふやすならば、鹿島市並みになる。これは執行部の答弁、資料によって、そう書かれております。どうしてこのお金が出てこないのか。無駄なお金を削るとか、余裕がないのかと。執行部が提出した資料によりますと、三百二十数万円の差でこうなる。最初に公共料金を設定する。公共下水道の料金を設定する。その際に、どうして武雄市はすべての面でトップにならざるを得ないのか。その必然性は一体何なのかと、これが第1でありま

す。

もう1つは、公共下水道使用料と農業集落排水使用料の設定について。これも市が準備した資料によりますと、そこにどう書いてあるか。市の考え方が述べられているわけでありませぬけれども、そこには公共下水道と農業集落排水が異なった料金体系となれば、受益者は異なった負担を行うことになり、相互に不公平感が生じることになる。これは当然といえばそうですね。したがって、使用料体系については公共下水道と農業集落排水の維持管理費の総和に係る処理原価で基本料金及び超過料金を設定する。先に公共下水道の料金を設定した上で、そして、農業集落排水事業の料金も北方、山内、武雄を統一させていく。その差は公共下水道料金が高いわけですね。公共下水道使用料と農業集落排水使用料の設定、市の考え方をみますと、今回決めようとしている公共下水道の使用料に農業集落排水事業を連動させていく。特別委員会では、その連動という言葉が強調されましたけれども、それは否定することができない市の考え方であります。

そうしますと、3つのタイプ、農業集落排水事業が既に始まっている。公共下水道事業は、武雄市は今回初めて進めていく。もう1つ、合併処理浄化槽の問題を控えております。同じ下水処理にしましても、3つのタイプそれぞれに提案されてきている。料金の統一、そこに合理性を持たせようとするならば、5年越しの見直しだと言いましたけれども、将来的には公共下水道と農業集落排水事業の料金を設定する。最初が肝心だと思うんです。公共下水道料金を決定しておいて、それに農排水の料金を連動させていく。これでは従来の合併によって、サービスは高くという基本精神からすると、後退するんじゃないかと指摘をせざるを得ないわけであります。

市長が諮問した行政問題専門審議会、この意見書、これも資料として配られました。この答申によりますと、下水道料金が全国高料金トップ10に入らないことを念頭に置いた料金体系とすることとあります。全国トップ10に入らなければいいという問題ではないんですね。佐賀県でトップだと。佐賀県でトップであることを認めた上で、そして、全国トップ10に入らなければいい。これは市民の暮らしから見ますと、私は十分な答申だと言えません。全国トップ10に入らないからいいじゃないかと。水道料金とは違いますからね。こういうことを考えますと、やはり住民の暮らしの立場に立って、武雄市が一般会計から投入しようとしている8,210千円、ここに上限を置くと、こうなりますよ。もっと努力をして一般会計から繰り入れをすれば、少なくとも佐賀県内で9位ぐらいの料金設定は可能だという点を重ねて指摘をいたしまして、この第36号議案に対する反対の討論といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

16番樋渡議員

16番（樋渡博徳君）〔登壇〕

第36号議案 武雄市下水道条例について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本議案は、武雄北部市街地を中心とした事業認可区域32ヘクタールで整備が進められている公共下水道事業の管理運営に係る条例制定であります。この事業は今年12月には切望されている川端地区の供用が開始されます。その後も計画区域内の供用開始が順次広がることから、整備区域においては公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、それと健全な武雄市の発展に大いに資する事業であります。この施設に係る管理運営費を補う使用料金については、健全な経営を図るための適切な料金設定が求められますが、本事業は新規の事業でもあり、当初は事業運営を円滑に図るため、受益者の事業に対する理解を得ることが最も必要であります。

使用料ということに関しましては、まず使用者が排出する汚水量に応じた従量制であり、公平であると判断されます。小口使用者に対する対策としまして、基本料金に軽減料金を採用されています。また、大口使用者に対する対策として、一般的な超過料金の累進性を採用していません。また、5年以内を目途として見直しを検討することと定めていること等々のことから、適正な料金設定であると判断をいたします。

以上、第36号議案に対する賛成討論といたします。皆さんの御理解をよろしく願います。

議長（杉原豊喜君）

ほかに討論はございませんか。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第36号議案 武雄市下水道条例について、私は反対の討論をいたします。

公共下水道の使用料金の決定は、これから新しくスタートする武雄市の未来を占う大きな試金石であるということをもっと指摘しておきたいと思えます。また、我々議員の姿勢や発言も大きく注目されることも指摘しておきたいと思えます。先ほど、賛成討論者の方がいみじくも言われましたように、新事業だから、その姿勢が問題になってくるわけでございます。

私は2つの理由で反対をいたします。

1つは、近隣市町村と比べれば、余りにも使用料が高過ぎる。もっと下げるべきだとの理由からであります。執行部からもらった資料によりますと、20トンで3,800円と大変高額な使用料であり、県内最高額になります。これまで、県内では白石町の汚水処理が一番高かったわけでございますけれども、それよりさらに高くなり、使用料は佐賀県一となります。さらに同じ市の中では、今まで小城市が一番高かったわけでございますけれども、それより1千円近く高くなり、唐津市と比べてみますと、実に1,500円も高くなります。

樋渡市長は、日本一高い水道料金や介護保険料は引き下げると公約されております。既に水道料金については、検討なされておるところでございます。これは苦しい財源の中にあっ

ても、住民生活を勘案し、武雄市民の生活優先を考慮したものであると大変評価をいたしているところでございます。しかし、今回の提案は今までの考え方とは大きくかけ離れたものでありますし、その姿勢の変化は全くはかりかねないものであります。佐賀県一の汚名をあえて着ることなく、もっと企業努力をして、値下げをし、汚名を返上すべきだと思うのであります。

私の2つ目の反対の理由は、農業集落排水事業施設の使用料金との兼ね合いであります。来年4月から川内地区が供用開始されるようでございますが、そうなれば、遅くとも12月定例議会に条例の制定整備、料金の設定になってくると思うわけでございます。

ここで考えなければならないのは、先ほどの討論で申し上げましたように、公共下水道事業も農排水事業も、たとえ事業自体は違っていても、武雄市民にとっては同じ汚水を処理する施設にすぎないということでありまして。建設費が幾らかかったからとか、あるいはまた、国から幾らもらったからとか、そういう理由は使用料を払う者にとっては何ら特別な違いは生じないものであります。市民にとっては公共下水道事業だから使用料が高いとか、農排水事業だから使用料が安いということはあってはならないことだと思っております。原則であります。

9月議会では、公共下水道使用料金を佐賀県一にしながら、12月議会で決められるであろう農排水使用料金、川内の分ですけれども、これをもし違えとする矛盾は当然考えない一人であります。当然、これも佐賀県一になると思えます。もし違いが生じれば、市民間に大きな差別感が生じるものでありますし、市民感情としても容認されないものと思っております。同じ武雄市の中で生活しているのに、住むところの違いや、事業形態の違いによって、受ける恩恵が違ふということはあってはならないことは言うまでもない大原則だと思っております。

繰り返しますと、9月議会に決めた公共下水道の使用料金と、12月議会で、あるいは今後決定されるであろう川内地区の農排水使用料金が違ふとすれば大きな矛盾となり、どちらか一方を差別することになり、原則的には容認できないものであります。そもそも公共下水道料金と農排水使用料金は同じレベルで同時に審議されなければならないものだと、かように思っております。わざわざ9月議会と12月議会に分けて、区別して審議される。このことにも大きな疑問を持っている一人であります。

これまで公共的な施設として、山内町や北方町では農業集落排水事業によるし尿や家庭雑排水処理施設をつくり、運営してきました。もちろん、1市2町は合併したのですから、当然料金は統一しなければなりません。同じ市内において同じ住民負担は当たり前であります。これは常識であります。さらに川内地区の使用料金と山内町、北方町の農排水使用料金は同じ農排水使用料金ですので、料金に差はつけられないことも当然であります。そのことを考えれば、合併し統一するといっても、使用料を高い方に合わせるのか、低い方に合わせるの

か、その中間にするのが市民から最も注目されておるところであります。

先日、上水道の料金統一が新聞に載っていたわけですが、これを合併協議会の中で旧武雄市、山内町、北方町は統一する。当然のことでございますので、そういう話をしております。しかし、この上水道に至っては、今まで一番安かった山内町よりもっと低いところに答申がなされているわけでございます。これは新聞報道で皆さん読まれた結果だと思えます。

以上のことをちょっと整理してみますと、今回の公共下水道の料金設定を佐賀県一にするということは、どこから見てもこの使用料金はそのまま連動し、山内町、北方町の料金改悪につながることは必至であります。どんなに詭弁を使ってみても、北方町や山内町の農排水使用料金を佐賀県一にすることになると思えます。このことは合併時の約束と大きく異なり、両町にとっては大問題であるわけであります。合併の約束ではスケールメリットを生かすことによって、大きくなることによって、サービスは高い方、負担は安い方ということで住民に説明してきたと思うわけでございます。今回の提案内容は、合併時のその約束をほごにするばかりか、山内町、北方町の住民感情から考えてみても到底納得できないもので、反対するものであります。

もちろん、山内町や北方町の議員に、うちの町の使用料金を佐賀県一にしたほうがよいとか、武雄市の公共下水道料金を佐賀県一にしても、うちはしないと、そういう我田引水の考え方があれば、私の理論は通用しないと思えます。そうでないとするなら、佐賀県一にすべきだとするなら、その理由をぜひ討論していただきたいと思えます。私は山内町、北方町の市民を納得させ得る反論をお願いしたいと思えます。

また、先ほど公共下水道料金は川内に連動すると。川内は山内町、北方町に連動すると私は思うし、してきました。もし、それが違うとするならば、連動することなく公共下水道料金が上がっても、我々農排水 我々で、済みません。北方、山内の料金を上げなくてよいというならば、その理由をぜひ討論をお願いしたいと思えます。

私たちは合併した新しい武雄市に選挙で当選してまいりました。議員がそれぞれ住民のために頑張ると、こう言って当選してきたと思えます。もちろん、公約を守ることは議員として必要不可欠な条件だと思えます。公約に多くの議員が住民生活を守るためとうたわれております。もちろん、地域エゴを出すつもりはございませんけれども、山内町や北方町の議員、特に私もですが、合併して武雄市に埋没することなく、それぞれ町民の代弁者として頑張ると、こう言ってきたわけでありまして、同じ決意であられたと思うわけでありまして。

さらに今日、婦人層の願いと関心が最も高いのは、し尿処理料金や水道料金などの値上げ問題だと言われております。なぜかと言いますと、これは直ちに家庭の台所へ直結しますし、生活防衛として大きな関心事になっているからであります。婦人層の願いとして関心が最も高い一つであります。婦人の立場を守りたい。家庭を守る立場の（発言する者あり）ちかっ

と静かにせんですか。

議長（杉原豊喜君）

私語は慎んでください。

29番（黒岩幸生君）（続）

公共下水道料金を佐賀県一高いものとするということは、先ほど言いましたように、それによって両町の料金を佐賀県一の値上げに連動すると、この現実を地元はどう説明されようと思うのか。山内町や北方町の議員にぜひとも討論を求めたいと思います。

今回の料金は、山内町と比較しますと20トンで700円の負担増、北方町との比較は実に1,080円も負担増になります。果たしてこのような値上げを町民は認められるでしょうか。それとも、そのような値上げは当然のこと、負託は受けているとお思いでしょうか。私は到底理解できませんので、ぜひともさらなる反論を求めます。

もし反論もせず、さらに必然的に値上げになるのを理解しながら、素知らぬ顔して、口先だけで値上げ抑制をするような態度をとられるならば、まさに言語道断だと思います。奸智術策、阿諛追従のたくいとやゆされるばかりか、羊頭狗肉の詐欺集団にも劣ると言われても仕方ないと思います。つまり、住民のためという羊頭。羊の頭を抱えながら狗肉、佐賀県一を負担させるという狗肉 犬の肉ですね。これを売ると一緒だと言われても何ら反論できないと私は思います。それに劣るとは言いませんけど、そう思います。そう言われたいためにも、ぜひとも今の私のこの前言を取り省き、私に懲罰をかけるような反対討論をお願いするところでございます。

またさらに、ただ単に執行部の提案だからとか、与党だから賛成するとかの態度をとられるならば、まさにみずからの公約を破棄されるばかりか、意志薄弱、阿附雷同、唯唯諾諾の態度と、市民からも当然認められるものではありません。絶対容認できるものではありません。議場を退出することなく、議場に残り、堂々たる正面からの反論を求めるものであります。

以上、いろいろと申し上げましたけれども、武雄市の未来を占う大きな試金石であります。ぜひとも討論、採決の場にふさわしい賛成討論を期待し、反対討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

それでは、賛成の立場から討論をさせていただきます。

反対討論が大変熱を込めた討論をされまして、本当に感銘を受けたところであります。思い返せば、やはり議会というのはこういうお互いに自分の論理、主張をぶつけ合って、そして、行政そのもの、武雄市政を運営していくということが必要じゃないかというふうに思っております。私はちょっと若干観点を改めてでありますけれども、賛成の討論を行いたいと

思います。

県内一の高い下水道でいいのかという反対討論者がいらっしゃる。確かにそういうふうには考えますが、しかし、下水道使用料も公共料金の一部でありまして、公共料金そのものというのは安いほうがいい、これは一般論としてだれでも認めるところであります。これについては反対する人はいないと思うわけでございます。したがって、下水道使用料も安いほうがいい。これはもう論をまたないわけでありまして、ただ、下水道使用料の仕組みを含めてですが、水準はどうなっているのかというと、他市の例を見ましても、汚水処理原価を大幅に割り込んでいるわけでありまして、これがほとんどの実態。一般会計からの繰り入れによって会計が成り立っているという、この原価割れは赤字補てんのために一般会計の資金が食われているという、別の言葉で言えば、自治体の他の事業、機会がそこで奪われるということにもなるというふうに思うわけでありまして。

したがって、汚水処理や下水道の仕事の社会的な評価そのものも含めているのではないかというふうに思います。原価を回収できず、財政的には破綻しているままで事業継続することは、自治体全体の財政を硬直化させる、これはもう常識だというふうに私は思います。そればかりではなくて、下水道事業そのものの自立心を奪うことではないかというふうに思うわけでありまして。

ですから、私は委員会のときにも申し上げましたが、ぜひ企業会計方式をとってくれと。今は特別会計方式でしております。特別会計方式にすれば、単年度、単年度の繰り入れになるということで、下水道事業そのものが一体どういう財政的な状況にあるのかと非常に見にくいわけでありまして。そういう面では企業会計方式をとって、きちっと市民の皆さんに財政の状況、それを示すということが必要である。そういう観点から企業会計方式にしてほしいと。できれば法適用のそういう事業体としてスタートしてほしいというふうに思っております。

そこで、料金の対象とする、そういうものを厳密に考えた上できちっと料金水準をすべきだというふうに思うわけでありまして。私はこれが1つの一番の大原則だろうというふうに思っております。独立採算制という言葉がありますけれども、企業会計である以上は、やはり投資と回収というのは必ず出てくるわけでありまして、そういう制度として、してほしいというふうに思っているわけでありまして。

今回出ております、提案をされています数字は、本来、これは料金としていただかなければならないという金額と、そして先ほど言いましたけれども、議案の中で検討しなければいかんというのは農業集落の話がありました。農業集落の現行の料金と、そして安いほうはこちらに置き、高いほうは、いわゆる原価ですね。供給原価という金額の間でやはり料金は決まらざるを得んというふうに思うわけですね。そこで、どこの時点でその料金とすべきなのかというのは、極めて政治的なものであります。

その1つの具体的な例が、先ほど黒岩議員もおっしゃいました既に先行している農業集落排水事業の部分であります。そして、一方では、その財政のあり方としての原価に見合う利用料金の設定のあり方、その分については、私は今回提出をされている金額そのものは、具体的なところではどこに根拠があるのかというのは、私はないと思うんですよ。それはやはり市民が負担し得る範囲の中での料金の設定を今回はされているというふうに思っております。20トン当たりが3,800円という値段が出されております。私は、し尿くみ取りを月額どれくらい払っているんだろうかということで見ってみました。そしたら、私は二月に3回くんでおりますが、1回2,600円くらいですね。ですから、平均2,600円くらいですので、1.5回分で済みますという大体3千円ちょっとくらいになる。そういう面で行くと、し尿くみ取りと現実の処理の部分については、そんなに開きはないというふうに思うわけでありまして。そういう面では、今回の料金の設定については妥当な範囲というふうに私は思っているところでありますので、そういう面で賛成をしていきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第36号議案に反対の立場で討論させていただきます。

料金の決定は政治的問題ということで、市長が山内、北方の方に事情を説明して、よしわかったと、それなら協力しようということであれば、それはそれでいいのかなというふうに思っています。しかし、今そういう状態で説明すらまだされていない状態ではないかなというふうに思っています。

そして、私が特にこだわるのは、一応この料金については行政問題専門審議会のほうに投げかけてあるわけですよ。そこで、私もずっと下水道が始まる時から温泉街のほうに来るということで、旅館の方から、いや、もう普通の料金を払っていたら、とうに加入はできんよと、そこをどうにかしてくれということをもう何年も前、この話が始まる5年くらい前からずっと言われてきたわけですよ。

ただ、それを生かす場がずっとなかったということで、今回、そういうのもあって、私が言ったわけじゃないですけども、その行政問題専門審議会の中では180円にしますよと。180円にしますけれども、大量の使用者については検討してくださいと。それはここの部長とかの話の聞けば、それ以後の超過料金をつくらないことが大量使用者に向けての努力ですよと言われるけれども、行政問題専門審議会が出したのは180円でいきますよと。それに加えて大量使用者の人は下げてくださいという意味なんですよ。そこはもう十分にわかる。その答申に180円とします。それに加えてということであって、これが過超料金になつとるやつが、まず制度としてあって、それを平準化してしたというならちょっとわかるわけですけども、そういうことではないわけですよ。だから、温泉などには汚い洗い水と比較的に

川の水よりもきれいな浴槽水があり、そのすべてに同一の料金を掛けると高額となり、いわゆる観光客に好まれるかけ流しの湯ほど経営を圧迫することになるわけです。

そこで、他市を調べると、伊万里市の浴場業については、立方当たり30円というふうな料金設定にしております。もう格安ですよ。そして、これは温泉地なんかのすべてとは言いませんが、多くのところでそういうふうな設定をされているのがあるわけです。だから、そういうふうな要望を受けてしないと、今もう浄化槽をつけている大量使用者が加入しない可能性があるわけですよ。5年後に見直すと言われるけど、その間に故障が起きて、また修理をせんといかんと。修理をせんといかなら、5年後には料金が変わるかもしれませんよと、それまで待っててくださいと。そげな格好にはならないんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこで、結局、嬉野のほうはどうなっているかというのを調べますと、もうはなから浄化槽を用意してあるところには、わざわざ加入して二重投資をしないように、もともと加入を計画していないわけなんですよ。だから、それが本当の考え方かなと。わざわざ今まで処理されているところにつないで、お互いに二重投資しているというふうなことにもなっているわけなんですよ。

だから、そういうふうなことで、嬉野市は温泉の旅館の加入はどうしますかと。だから、もともとそっちは予定していないから軽減も考えていないと。もし、それが壊れて、具体的に加入のこの話になってきたら、そのときはまたそういう軽減の金額を考えていくということだから、より現実に合った行動をやってあるんじゃないかなと。だから、武雄市も何ですかね、せっかく言われたことを、いや、超過料金を上げないのが努力ですよというような、そういうちょっとおかしい説明は納得できないということで、反対の理由としたいと思います。

そして、もう1点を言わせてもらえば、嬉野市の場合、まず基本料金が1,200円なんですよ。立方ごとに150円なんですよ。これでやっていけるということが、水道のときには山がない、川がある、もともとの条件が物すごく違うわけなんですよ。だから、高料金とかそういうのがあって、国が対策をしていると。でも公共下水道については、あらかたそうむちゃくちゃな変化はないわけなんですよ。だから、そこがなぜできないのかなと。そういうのは、結局、規模が小さいから管理料が割高になっておるといことですよ。小さく30ヘクタールにして処理費が高つくつと。その高い処理に合わせて農排も合わせますよと、何か矛盾した話になっておるわけですよ。だから、もともと料金を、昔は160円と決めた金額でしてあったけど、管理費にかけるとなったら、その管理費が一番かからない規模というのをやっぱりつくって、整備して、管理費も少ないですよ。だから農排と合わせるときも少ないですよというふうにせんと、こめーこめつくつとって、管理費はばか高かと。それに農排も合わせますよと。こんな本末転倒な話じゃないかと思ひ、これについて反対いたし

ます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

賛成の立場で討論を簡潔にさせていただきます。

第35号議案、また本件の第36号議案は、非常に難しい判断であります。当公明党も市民の目線で、いろんな使用料、あるいは負担金等の検討もさせていただいたところでございますけれども、何が一番難しいかといいますと、要はこの基準、設定料金をどこに置くかということだと私は考えるところであります。具体的にいいますと、要は安ければ一般会計からの繰り入れが当然多くなってくるわけです。具体的には、繰入金は市民の皆さんの目に見えない負担であります。また、高ければ市民の皆さんの直接負担がふえてくるというところであります。この点を我々はしっかり判断をしていかなければならないものと思うところであります。また企業会計、また財政面でも考えてみますと、先進地の下水道事業については非常に厳しい状況が聞こえてきます。また、当市の農業集落排水事業においても非常に厳しい会計状況となっております。一般会計からの繰り入れもされているところであります。

また、こういうところを見たときには、将来の負担比率ということが非常に最近、財政面でも比率の中に公債費比率も御存じでしょうけれども、将来にわたる将来負担比率というのが注視されている状況であります。こういった中で、将来の負担を見たときに、また現在の財政、あるいは将来の財政を見たときに、今回出された料金については5年ごとに見直しをするということの条件、あるいは先ほど高木議員も言われましたように、企業会計の導入をしたらどうかということ踏まえて、今回の料金設定については賛成の立場で討論をさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第36号議案は、下水道事業審査特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第36号議案 武雄市下水道条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 . 第37号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第6回）及び日程第7 . 第38号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を一括議題といた

します。

下水道事業審査特別委員長の報告を求めます。山口昌宏下水道事業審査特別委員長
下水道事業審査特別委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第37号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第6回）及び第38号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）につきましてでございますけれども、これも先ほど申しました第35号議案、第36号議案どおり特別委員会で慎重に審議をいただきました。慎重審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

下水道事業審査特別委員長に対する質疑は省略いたします。

第37号議案及び第38号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決を行います。採決は区分をいたします。

まず、第37号議案について採決を行います。

本案について御異議がありますので、起立により採決を行います。第37号議案は、下水道事業審査特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第37号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第6回）は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案について採決を行います。

本案についても御異議がありますので、起立により採決を行います。第38号議案は下水道事業審査特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第38号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）は原案のとおり可決されました。

日程第8 ．第50号議案 武雄市水道事業の設置等に関する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

第50号議案 武雄市水道事業の設置等に関する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

本議案は、おのこの水道事業が保有する水源及び施設の有効利用を行うため、合併以前の旧市町ごとの事業区域として運営しています水道事業を一たん廃止し、新たに1事業体と

して創設するための条例制定であります。

平成18年度で予算をいただき作成しました水道統合計画と並行しまして、昨年11月より認可先であります厚生労働省と鋭意協議を行い、給水人口と一日最大給水量について合意に達することができました。この内容は、条例案の第2条第3項及び第4項に記載しておりますように、給水人口は5万2,360人、一日最大給水量は2万3,470立方メートルとなり、現行の設置条例における3事業体合わせた給水人口と一日最大給水量を比較しますと、給水人口で7,500名、一日最大給水量で9,130立方メートルを減じる結果であります。

創設認可の申請は、人口と水量を算出したもとなる書類、財政計画とあわせまして、設置条例の議会議決を受けたものが必要となります。条例内容を現行の設置条例と見比べますと、第1条の各号で、旧市町ごとの水道事業を記載していたものを削除し、第2条第2項の別表で規定していたものを1事業体として、今回、2項から4項に変更し、附則でこの条例の施行日を認可の日と定め、今回、上水道に統合します簡易水道事業の条例の廃止などを記載しているほかは現行条例どおりの内容としております。

以上で補足説明を終わらせていただき、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第50号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

下水道事業と上水道事業を一挙に審議する議会というのも歴史的な議会になるんじゃないでしょうかね。第50号議案について幾つか聞いておきたいと思います。

1つは、条例案の第3条では「水道事業に管理者を置かないものとする。」、改めてそう規定されております。管理者を置くかどうか、厚労省の設置基準、これは給水戸数で出すのか、給水人口で出すのか。管理者を置いた場合の経費は当然伴うことではしょうけれども、どいう理由でこれを置かないとしたのか、答弁をお願いしたい。

もう1つは、「水道事業の管理者の権限を行う市長」、こういうふうには市長の権限が明確にされております。この事務を処理させるために水道部を置く。これはこれでいいわけですね。ただ、水道部を置いた場合にその権限の移譲といいですか、権限の委託といいですか、当然生じてくることもある得ることだと思んです。例えばこの間、水道会計に一時借入れを申し入れる場合、申し入れる本人も武雄市の市長。それを受けて審議し、決定を下すのも管理者である市長。同一人物、市長が市長に申し入れし、市長が市長に対して権限を下す。こういう経過がこれまでありました。そういう点では管理者を明確にした場合に、その不自然さというのはなくなるんじゃないかと、そういう疑問であります。明確に答弁をお願いしたいというふうに思います。

もう1つは、第2条の給水人口5万2,360人。その4に書いてあります一日最大給水量2万3,470立米。これを1人1日に直しますと448.2、いわゆる450という数字であります。従

来の比較表で見ますと、旧武雄市、旧山内町、旧北方町、1市2町もそれぞれ給水人口と一日最大給水量、これは水資源の開発、あるいは今の水をどう利用するかという点での原単位として厚労省が示す、これがなければ許可しませんという内容ですね。従来はこの原単位である給水人口の過大見積もり、あるいは一日最大給水量、武雄の場合はこれが580。この過大見積もり、今の条例から見ますと、ここから9拡事業も8拡事業も、特に9拡事業も始まってきております。

そこで、この2つの単位、給水人口は現状の5万2,300人ですか、大体数字が合いますね。過大ではありませんけれども、18年以降は5万2,300人ですね。社会的な増もあるんでしょうけれども、これは現実に是正される。もう1つは、1人一日最大給水量、これが新武雄市の1日をまとめた数字でしょうけれども、新武雄市では平成17年度354リットル、これが平成18年448リットルになると。この2つの差だけ見ても94リットルの差は出てきますね。どこをどう是正されて、従来の私は過大見積もりだという指摘をしてきましたけれども、その理由ですね。人口はいいですよ。人口は現実に合わせたわけですから。問題は1人一日最大給水量を落としたという理由ですね。どこをどう是正されたのかということをお答えしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

3点についての御質問でございますので、順を追って説明をしたいと思います。

まず、管理者を置かない理由でありますけれども、地方公営企業法施行令第8条の2項、これは条文にも載せておりますけれども、第1項第1号の規定で、常勤職員の数が200人以下、これは条文では200人以上となっておりますけれども、かつ給水戸数が5万人以下であれば、管理者は置かなくてよいということになっておりますので、そういうふうを考えています。ただ、この場合、地方公営企業法の第8条第2項で、「管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。」ということになります。管理者を置く場合の身分でございますけれども、地方公営企業の第7条の2の第3項で、議会議員並びに地方公共団体の職員については管理者になれないということになっておりますので、仮に置く場合は常勤特別職ということになります。したがって、水道事業としましては人件費の費用軽減も考慮しまして置かないこととしているところであります。

また、条文の第3条の第2項でありますけど、地方公営企業法の第14条の規定では、仮に置かない場合については事務処理のために組織を置くということになっております。したがって、管理者を置かなくて、地方公共団体の長が管理者を兼ねますので、こういう場合については、部か課の設置が必要になるということで、武雄市の場合は今回、部という形で水道部ということを設置したわけでございます。

あと、最後に1日1人当たりの給水量の448リッターでありますけれども……（「一時借り入れまでの契約上の問題と決裁の不自然さについては」と呼ぶ者あり）

当然、水道事業管理者を市長が兼ねるということになりますから、管理者の権限は市長でございます。その下に水道部を置いて、私の立場の水道部長という形でありますけれども、すべての権限ではなくて、ほかに課の設置条例とかいう形の決裁区分の中の範囲での権限を有するということになるというふうに考えているところです。

それから、給水量の関係でありますけれども、現行を平野議員が過大ということで先ほどおっしゃられましたけれども、私自身は過大とは思っておりません。そのときの統計手法の過程の中での算定でございますから、これはこれで尊重すべき数量ということで考えているところであります。

認可に必要な給水量の算出でありますけれども、今回の認可についてはおのこの水道事業の歴史が異なりますので、各事業ごとに家事用などの用途別に、平成8年から17年までの過去10カ年の実績をもとに算定を行ったところであります。認可を取る場合の水計算については、過去も現在も手法としては一緒であります。過去の使用水量のうち、家事用については10年間の平均で、それから、業務用については最大値を今回採用させていただきました。また、この業務用、工場用については、18年以降、未来永劫でありますけど、この最大値をずっと横並びで使用させていただいたわけであります。

負荷率などにつきましても、同様に過去の実績を主張しておりますけれども、同一年を使用するのではなくて、やっぱり水道事業については安定供給が使命でありますから、いわゆる各事業ごとのいいとこ取りという形の手法をとります。こういうことをもととしまして、また下水道の普及率などを考慮しまして、一日最大給水量を算定した結果、今回の数量になったということであります。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

2つ目に質問した同じ市長が申し入れ、決裁を下すという、その不自然さは答弁されておりましたので、それはそれでいかれるんでしょうね。時間の関係もありますので、次の問題に行きますけれども、1人一日最大給水量を過大とっていないと。この過大とっていないということを言われましたので、私は今後の武雄市の水道事業を展望する際に、いわば西部広域水道事業、武雄市の自己水源が随分余っている、遊んでいる。それで西部広域水道企業団に対する依存率が高まってきている。しかし、水道部長のこれまでの答弁では二部料金制を導入するという方向が出てきたと。二部料金制の移行の際に3年越しに契約水量の見直し、料金の見直し、使用水量の単価の設定という手順になっていきますよね。東部広

域水道を見ていれば、そのとおりだと思います。

そうしたときに、武雄市の自己水源をしっかりと確保した上で、これまで投資してきた財産ですから、そうした上で西部広域水道企業団との必要最小限の契約とした場合に、給水人口は、先ほど言いましたように現実に即したと。もう一つは、1人一日最大給水量をどう見るかという問題ですね。これも従来から下げられていますので、これは次の西部広域水道企業団との契約を促す際に大事な単位だと思うんですね。

そこで、1点だけ、過大でないというふうに言われましたので、わざわざ私がここで94リットルの差がある、これは答弁としては生活用水の見直しだという答弁が出てくるのかなというふうに見ていましたけれども、そういう答弁は余り実績で言われましたので。従来の生活用水の1人一日給水量というのは248リットル見ているんですね。これは9拡を進めていく上での生活用水量の推計という水道部が作成した資料です。午前中にこの資料を使いますよと言っておきましたので準備されておるとは思いますけれども、その中で過大な例はたくさんありますけど、1つだけ言いましょうね。掃除用水、いわば掃除用水というのは、今ずっと道具も変わってきていますけどね。248リットルのうちの掃除用水を幾ら見ているかという6リットル。女性であれ男性であれ、毎日掃除をする。1日1回ふき掃除をする。その際に6リットルの水が必要ですよ。今、私も見えていますけど、1日1回6リットルのバケツをひっくり返して、ふき掃除している家庭、ないのはうちだけでしょかね。

もう一つわかるようにしましょう。男性が1日3回トイレに行くと。そして、1日3回行くわけですが、5リッター使う。5リッターというと2升半、2升というのは古いですね。そのほうがわかりやすいですね。2升半使う。何回石けんで使っても、1日一升瓶2本半使いませんよ。そういう過大な見積もりのもとに248リットルの生活用水が設定されて、これは恐らく厚生労働省の指導ですよ。それで580リットルという原単位を打ち出したと。そして、西部広域水道企業団との契約にこの単位が使われてきている。そういうことがありますので、先ほど言いましたように、94リットルの差をどこでどう改善されていこうとされているのか。と同時に、ここの1人一日最大給水量をどう見るかによって、西部広域水道企業団との契約水量の見直しの際に非常に合理的な契約を進めていく上での根拠になるんじゃないかというふうに考えますので、再度部長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

まずもって、多分その資料というのは西部広域水道企業団が認可を取る段階での算定資料じゃないかなというふうに思っています。先ほどの答弁でも申しましたとおり、どこの水道事業が認可を取る場合にも、トレンド式、要は過去の10年間の実績をもととして算定を行います。あとは負荷率とか有効率という部分についてどこを採用するのかというのがおの

の水道事業団の考え方であります。そういう意味で、西部広域水道事業団の中でおのこの構成市町が出された分を積み上げられた結果が248リットルという形じゃないのかなというふうに思っているところです。

あと、私どもの責任水量との関係でありますけれども、先ほど二部料金制との話がありました。当然水の確保というのは一日最大給水量で確保をやります。当然、一日平均給水量からしますと差が出てくるということで、今御指摘のとおり、西部広域水道事業団についても、水余りの現象があるというのは確におっしゃるとおりだというふうに思っています。当然水道料金の受水料金の算定段階では、費用については今の段階では責任水量割で行っておりますけれども、費用の算定段階では実水量に合わせた費用算定を行い、そして、その中で受水費用というのを決めているわけでありますから、そういう意味では、減価償却あたりについては過大施設の減価償却ということになるかもわかりませんが、実際的な維持管理費については現状に即した分ということでありますので、こういう部分で西部広域水道との整合性については、おのこの水道事業団という考え方で、水量について本当は合うのが一番いいのかもわかりませんが、お互いの基準の違いとか考え方の違いが若干ありまして、そのことについては、私どもは私どもの考え方でやらせていただいたということであります。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

この第50号議案は、私もずっと前から言ってきたような感じで、修正というですかね、されまして、高く評価しております。9割5分方いいかなというふうに思っています。

ただ、心配する点が幾つかあります。武雄市の水道料金高料金の原因は過剰投資ということとはもう監査報告書にも毎年毎年書いてあることでありまして、その辺も随時それに従って集約されていくような格好になっておりますのでいいと思うんですけれども、1点は社会増3,000人の件です。以前も前のマスタープランやったですかね、その前のマスタープランで3万5,000人が5万2,000人になるということで、その分の水を確保せんといかんということで、結局、現利用者が将来の見込みの分を負担していたということになっておるわけですよ。今回も社会増が3,000人ということで、過去10年間の旧武雄市、山内町、北方町の社会増の変化を見たいということで、市民課のほうに資料をもらいましたけれども、10年間社会増の資料をもらったつもりだったんですけれども、実質的にはすべて社会減の資料になっているわけですね。すべてが減っていると。各年各年減っている。前年対比ずっと減っていると。途中、一部山内町では均衡になっているときもありましたけれども、社会増じゃなくて社会減の資料になっておったと。

そこで、今度10年間で3,000人ですかね、ふえるということなんですから、その根拠として、20年までに1,500人がふえると。私はどう考えてもそんなことはないと思うんですよ。だから、またそこで間違いを起こしたら、結局、その分を今の現使用者に払ってもらおうと言いながら、市の今後のビジョンに対してのお金まで払ってもらおうということになるわけだから、そのビジョンもある程度正しくなければいかんと。それで、結局その3,000人の根拠を示してくれということ。その3,000人の分を現住民が持ちこたえるために何億円必要なのか。トン数を掛ければわかることだと思いますけれども。

それともう1点は、武雄市がずっと水道料金が高かったのは、山内町、北方町にもあったのかもしれませんが、これが公共料金ということでユーザー代表による水道審議会というのがあったと思うわけなんですよ。だから、当然今回もあるのかもしれませんが、水道審議会の設置というのが、やっぱり新市になれば必要ではないだろうか。それがちょっとここに見当たらんと、また結局そういう随時見てくれるユーザーがいない。今度の行政審議会でも何回かして、ようようわかりましたよと。この人たちがずっとそれを前提にしていけば、またいいんじゃないかなと。その水道審議会が何で設置されていないのかということとを1点。

そして、5年後に見直すということで、非常にそこまでにはまた変化があって、料金については5年後に見直すということですが、給水人口なり一日最大給水量についても……（発言する者あり）行政問題審議会の中では5年後に見直すということをおっしゃったと思うんですが、この条例についても5年後に見直すというふうな考えをお持ちなのか、お聞きします。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

宮本議員の御質問にお答えしますが、まずもって今回の創設認可における水道の施設の整備でありますけれども、新たな整備については考えておりません。既存の整備で先ほど冒頭から御説明しますように、給水量並びに給水人口が減っていますので、どちらかというと、現行の施設は過大施設という形になるような結果となっておりますので、そのままそれを維持する工事だけを行おうというふうに考えているところであります。これは3番目とそういうふうな形でリンクをしますけれども、そういう今回の創設というのは、あくまで1つの事業体になるために、新たな水計算を行って、そして、今最低限度の維持的工事をしようという計画のもとでありますから、今、水道審議会が直ちに必要で5年後にどうかというのは現段階では考えておりません。当然新たな立て直しとか、そういう必要があるときは、管理者であります市長のほうにお伺いを立てまして、審議会が必要であれば、それはそれとして、そのときに議会に御審議をお願いしたいというふうに思っているところであります。

それから、社会的増の関係であります。確かにおっしゃいますとおり、合併当初に私どもとしましては社会的な要因、今さっき御指摘がありましたように、過去の経過から、おっしゃいますと自然減であります。当然私どもの給水人口が減った分も国立社会保障・人口問題研究所が出しましたように、減という結果で年々減の形であります。それに、施策としてどういうふうな施策、また民間の投資としてどういうふうなのがあるかというのが社会的要因増ということでありますので、私どもこれを算定するに当たりましては、市役所全体各部署をずっと回りました。いろいろ民間から相談をされている部分等々を拾い集めた結果が、まづもって20年度の1,400人ということであります。確かに民間でありますから、計画どおりいかない部分もあって、資金繰りなどによって計画どおりいかない部分もあって、宮本議員の御指摘のような形かもわかりませんが、あの段階ではそういう形であったということであります。

また、あわせまして、工業団地をつくることについては、昨年、適地調査をもとにいろいろ地区を設定されているということでありますので、水道部としては当然新たな工業団地はできるものというふうに理解をしていますので、その分で1,700名が増というふうになるというふうに見込んで、社会的要因増を3,000人としたところでございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第50号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第50号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決を行います。第50号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第50号議案 武雄市水道事業の設置等に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 . 第51号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

第51号議案 財産の取得について補足説明を申し上げます。

本議案は朝日小学校の新グラウンド整備のために土地を購入するに当たりまして、予定価格が20,000千円以上、面積は5,000平米以上となりますので、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって、議会の議決をお願いするものです。

議案書の5ページでございます。

取得する土地は全部で6筆、面積は1万915平米。それから、地権者ですが、個人4名、それと1法人の5名でございます。取得価格につきましては、総額で129,834千円といたしております。議案資料のほうにグラウンドの平面図、それから字図、それから仮契約書の写しを添付いたしております。それから、場所ですが、2ページのほうに黒の太線で表示をいたしております。現朝日小学校の北西に位置する土地でございます。土地取得に関しましては資料3ページ以降につけてありますとおり、仮契約書を締結いたしておりますが、今回の議決をいただきました後に本契約となる旨をうたっております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第51号議案に対する質疑を開始いたします。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

第51号につきまして1点だけ質問いたします。

実は、この財産の取得で第2項に、取得の目的として「学校施設（屋外運動場）の用に供するため」とあります。実は、財産の中で、武雄市の場合、行政財産と普通財産がありますよね。今回、ここに学校施設の場合は、たしか行政財産として上げられていると思いますけれども、1万900平米総面積が行政財産に含まれるのか。また、一部でも普通財産のほうに組み入れる部分があるのかということが質問です。というのは、関連して武内小学校の場合に運動場グラウンドが約8,000平米ですけれども、実は台帳を見た場合には、グラウンドが行政財産と普通財産に分かれているわけですね。

そういう意味で関連ですけれども、1点は、朝日小学校の分が行政財産にすべて含まれているのか。2つ目は、武内小学校は行政財産と普通財産に分けられていますけれども、この経緯と今後どうされるのか、あわせて御質問いたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

まず1点目ですが、今回、朝日小学校のグラウンドとして購入する分でございますので、当然行政財産、教育財産ということになります。それから、朝日小学校の上の分の小学校のグラウンド、それから町民で使っていただいております運動広場の件ですけれど……（発言する者あり）1点目は朝日小のグラウンドです。2点目、これはもともと武内中学校というのがあったわけですが、昭和51年に武雄北中学校に統合をなされました。その際に、武内中学校の運動場、それから茶園とか体育館、音楽堂、そういった部分につきましては、武内小学校のほうで使うと。それから、中学校の校舎があった部分については、町民の運動広場として使用をするという形で一定の整理がなされて今日に至っております。そういうようなことでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第51号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第51号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決を行います。第51号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第51号議案 財産の取得については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたします。

これをもちまして、平成19年10月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 12時7分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

” 副議長 牟田勝浩

” 議員 山崎鉄好

” 議員 小柳義和

” 議員 小池一哉

会議録調製者 緒方正義